

岩見沢市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和3年11月29日 月曜日 午後2時49分から
午後3時43分まで

2. 場 所 岩見沢市立教育研究所 小運動場

3. 出席委員	委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
	委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
	委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
	委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
	委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
	委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
	委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
	委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
	委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 16 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
	委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
	委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 23 番)
	委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
	委 員	中 林 強	(議席 28 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
	委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
	委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)

	委 員	吉 成 朗	(議席 3 3 番)
	委 員	森 一 男	(議席 3 4 番)
	委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 5 番)
	委 員	山 谷 康 雄	(議席 3 6 番)
4. 欠席委員	委 員	坂 野 博 之	(議席 2 4 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 2 5 番)
5. 事務局出席	事務局長	土 井 盛 慈	
	農地係長	小 野 洋 志	
	振興係主任	船 戸 崇 之	
	農業振興センター担当主査	山 田 勝 彦	
	主 査	池 田 大 輔	
6. 事務局欠席	振興係長	内 山 充 人	

佐々木代理

只今より、令和3年岩見沢市農業委員会第11回総会を開催いたします。

議事に入る前に先日、総務委員会において、今後の総会の運営方法について協議されましたので、その結果について報告願います。

日笠委員長

総務委員会におきまして、今後の総会の運営方法について、書面会議により協議を行いましたので、その結果を報告します。

新型コロナウイルスの関係では、総会における会議時間の短縮を図ることを目的に、案件に対する説明を省略するなどの対応を行ってまいりました。個別の内容、及び各常任委員会から説明していたあっせん申出、担当委員より説明していた現況調査の結果については省略することとし、初めて審議する案件に限り、その法的な根拠を事務局より説明していたところでございます。以前のように審議できるかの判断は、新型コロナウイルスの感染状況の推移等を勘案し、総務委員会にて協議し決定することとしておりました。

今月以降、行動制限の緩和が進められていますが、新たな感染拡大を回避するために、基本的な感染防止対策は引き続き求められております。感染防止対策の緩和については段階的に行う必要があると考えられるため、11月以降の総会については、時間短縮に特化した総会の形を継続し、その他の報告や議案については、多くの時間を費やすものではありませんので、コロナ禍以前の事務局担当者からの説明を再開するものです。

以上、総務委員会より報告といたします。

議長

ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、本日の総会より総務委員会報告のとおり運営することといたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号1番杉村委員、2番黒田委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

11月5日、空知農業委員会連合会第2回役員会がありました。現年度の事業実施状況及び決算、来年度の予定について協議したところであります。

以上簡単ではありますが農業委員会の動向として報告させていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

小野係長

議長、農地係長。

議長

小野係長。

小野係長

それでは、議案3ページ、報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告申し上げます。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

まず、議案4ページ別紙1の上の表に記載の賃貸借権関係は一般分で、賃貸借権29番の賃貸借権の設定です。次に、同ページ下の表に記載の所有権移転関係は一般分で、所有権93番外4件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第208号で令和3年10月29日に告示したことをご報告申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。
議長、農業振興センター担当主査。

山田主査
議長
山田主査

山田主査。

総会議案5ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の
の願い出件数は岩見沢地区3件、栗沢地区1件の合計4件です。

まず岩見沢地区です。総会議案6ページ、整理番号1番です。

の土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地
は、平成12年8月24日、鉄骨造鋼板葺3階建ての店舗が建築されていることを、固
定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。次に、総会議案同ペー
ジ、整理番号2番から3番です。1つの申請でしたが、願い出の場所が離れているため、
受付は同じですが、整理番号を分けています。整理番号2番の、

、及び整理番号3番の、
、他1筆の土地につい
て、公衆用道路として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、令和
2年10月1日より、市道競馬場跡地線として供用開始がされていることを、岩見沢市
道路台帳により確認し非農地として証明いたしました。以上の案件については、11月
10日に黒田委員、山田委員、森委員に現地を確認いただいております。

次に、栗沢地区です。総会議案8ページ、整理番号4番です。

の土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地
は、平成3年月日不詳、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建ての居宅が建築されていること
を、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。以上の案件につい
ては、11月10日に宮崎委員、坂口委員、近田委員に現地を確認いただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知
の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

池田係長
議長
池田係長

議長、土地改良推進事務所担当係長。

池田係長。

それでは、総会議案10ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約
通知の成立状況の確認について、その内容について説明いたします。

議案11ページ、整理番号1番から2番については、関連がありますので、一括して
ご説明いたします。貸主と借主は、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施
する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、11月5日に解約され、
同日付けで通知されたものでございます。次に、議案同ページ、整理番号3番につい
ては、貸主が他の農業者に農地を譲り渡すことから解約するもので、11月5日に解約さ
れ、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされてお
りますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いた
だきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につ
いてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任
議 長
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案12ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案13ページ、別紙1の整理番号1番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

小野係長
議 長
小野係長

議長、農地係長。

小野係長。

それでは、総会議案14ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は6件で、内訳につきましては、賃貸借権の設定が2件、所有権移転の設定が4件でございます。

総会議案15ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、農地を相続したが耕作困難なことから、近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、畑で10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。なお、申請地は渡辺委員にそれぞれ周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番から3番は関連がありますので、一括してご説明いたします。2案件の貸主は、いずれも、財務省が所有する農地を、近隣農家へ賃貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、経営地が申請地に隣接していることから、申請地を借り受け、経営規模の拡大を図るものです。整理番号2番の価格は、田で10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。整理番号3番の価格は、田で10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。なお、申請地は坂野委員にそれぞれ周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案16ページ、整理番号4番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なことから、近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、田で10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。なお、申請地は宇井委員にそれぞれ周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番に記載の譲渡人は、後継者が経営する農地所有適格法人へ農地を有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、田畑共に10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。なお、申請地は森委員にそれぞれ周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番に記載の譲渡人は、遠隔地に居住しており耕作困難なため、現在耕作している農地所有適格法人へ農地を有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、田畑共に10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。なお、申請地は森委員にそれぞれ周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

日程9、議案第4号農地移動適正あっせん事業によるあっせん申し出についてを上げいたします。総会議案17ページから49ページです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催して協議を行った結果でございます。各案件については、調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと各常任委員長より報告を受けております。

まず第1地区です。総会議案18ページ、賃貸借権30番、並びに総会議案19ページ、所有権98番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第1地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第2地区です。総会議案の20ページから27ページ、所有権99番から106番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第2地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第3地区です。総会議案の28ページから29ページ、賃貸借権31番から32番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第3地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第4地区です。総会議案30ページから32ページ、賃貸借権33番から35番、並びに総会議案33ページ、所有権107番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第4地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に第5地区ですが、ここで■■■■の議事参与を制限します。それでは、総会議案34ページから35ページ、賃貸借権36番、並びに総会議案38ページ、所有権110番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除致します。

次に、■■■■の議事参与を制限します。それでは、総会議案39ページから40ページ、所有権111番から112番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除致します。

第5地区の残りの案件につきましては、総会議案36ページから37ページ、所有権108番から109番並びに、総会議案41ページから42ページ、所有権113番から114番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第6地区ですが、ここで■■■■の議事参与を制限します。総会議案の43ページ、賃貸借権37番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除致します。

第6地区の残りの案件につきましては、総会議案44ページ、賃貸借権38番、並びに、総会議案45ページから47ページ、所有権115番から117番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第7地区です。総会議案の48ページから49ページ、所有権118番から119番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第7地区の案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

日程10、議案第5号、現況証明についてを上程いたします。今月は、全地区で現地調査を実施しております。総会議案50ページから58ページです。

まず、岩見沢地区です。総会議案の51ページから56ページ、整理番号1番から7番です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。岩見沢地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

次に、北村地区です。総会議案の55ページから56ページ、整理番号8番から9番です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。北村地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

次に、栗沢地区です。総会議案の57ページから58ページ、整理番号10番から11番です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。栗沢地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

次に、その他ですが、農政委員会より報告があります。

倉田委員長

「いわみざわ農業委員会だより」につきまして、農政委員会より報告いたします。

「いわみざわ農業委員会だより」につきましては、今年度も作成することに決定し、現在ナンバー17を作成中であります。今後、内容を確定し、委員の方々には、第12回の総会でお配りいたします。また、農家地域への配布はJAのご協力により年明けの予定でございます。

以上がスケジュールですが、今回も農業委員会の情報を広く発信するため、また、非農家の家庭でも見ることができるよう、市のホームページに「農業委員会だより」を掲載いたしたいと考えておりますので、ご了承願います。

以上で、農政委員会の報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、農地委員会より農地パトロールについて報告があります。

中林委員長

農地委員会より「農地パトロール」について報告いたします。今年度の「農地パトロール」は、全地区終了し、先般、農地委員会を開催し、パトロールの結果について協議

をいたしましたので報告いたします。

今年度の遊休農地は、全体で■■■■■㎡となり、昨年と比較し、面積■■■■■㎡の減となりました。大幅に減少した理由については、国営事業の実施地区については、今後は農地再編が行われ、遊休農地が解消されることから、今年度より除外したことがございます。また、長期間、遊休農地として認定した農地が複数あったことから、非農地の認定を検討し、非農地認定しても、周辺農地に影響がないことを確認した農地については、非農地として除外したことなどが理由となります。詳細については、のちほど事務局より説明いたします。

以上で、農地委員会の報告を終わります。

小野係長

それでは、農地パトロールの結果について説明させていただきます。その前に所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しの改正についてご説明いたします。

改正法は、原則として、公布の日（4月28日）から2年以内に施行されます。不動産登記法の改正部分でも休眠登記の抹消手続の簡略化等は2年以内に施行されます。また、相続土地国庫帰属法という新法の施行日も公布から2年以内です。民法の改正部分についても2年以内に施行されます。なお、正式な施行日はまだ決まっていますが、国民への影響が大きいことを考えると、2023年（令和5年）4月1日がわかりやすいと思います。今後、所有者不明の農地におきましても、影響が生じることが考えられるところでございます。

それでは、農地パトロールについて、資料の集計でございまして。昨年からの面積等の変更につきましては、再生困難荒廃農地が■■■■■㎡の減少、低利用地が■■■■■㎡の増となっております。

まずは第1地区でございまして。1筆ごとの詳細につきましては、2ページに記載しております。昨年、■■■■■の4筆を再生困難荒廃地■■■■■㎡として計上し、地目の内訳としましては田が■■■■■㎡、畑が■■■■■㎡となっていました。これらの土地については、長年に渡り再生困難荒廃地の状態が続き農地性が認められる状態ではありませんでした。そのため、非農地化に向けて判断を進めるため、隣接農地の所有者2名に確認したところ、1名は非農地化しても営農に支障をきたさない、もう1名は特に意見はないとの回答を得たところであり、非農地として取り扱いをすることにいたしました。非農地判断をした土地については、農地台帳より除外をするとともに、北海道、法務局、岩見沢市、及び土地所有者に非農地通知を送付することになります。なお、登記簿上の地目変更については、土地所有者が行うことであり、農業委員会が行うことはありません。また、周辺の利用条件に比べ、利用の程度が低い土地、低利用地として■■■■■㎡を計上しています。

続きまして第2地区でございまして。1筆ごとの詳細につきましては3ページから4ページに記載しております。昨年から引き続き、■■■■■について、B分類の再生困難荒廃地と判定したところでありまして。地目の内訳としましては田が■■■■■㎡です。なお、この農地については、今年度より利用状況調査を毎年度実施し、土地所有者から、農地中間管理機構等の利用の意向があるか確認を求めると必要あるため、手続きを進めております。低利用地として昨年は■■■■■㎡を計上してはいたしましたが、そのうち、■■■■■

■■■■■が所有権移転により、営農再開となったことから、合計した■■■■■㎡は、今年度より除外いたしました。また、■■■■■については、近隣農家の方が草刈り等を行い、利用程度が低いものとして、荒廃地から低利用地へ移行いたしました。その結果、荒廃農地から低利用地へ移行したのものとして■■■■■㎡を計上しております。この■■■■■㎡から先ほどの除外した■■■■■㎡を除いた■■■■■

㎡の増となっています。

続きまして、第3地区でございます。1筆ごとの詳細につきましては5ページに記載しております。まず、昨年まで、

について、A分類の再生可能荒廃地4筆 ㎡を計上していましたが、こちらは、国営緊急農地再編整備事業大願地区の受益地内の遊休農地であり、当該筆を含めて来年度より営農再開に向けた基盤整備が実施されることから、本年度より荒廃農地より除外しております。続きまして、のB分類の再生困難荒廃地2筆 ㎡でございます。荒廃農地はいずれも、地目は全て畑であります。この土地について、長年に渡り再生困難荒廃地の状態が続き農地性が認められる状態ではありませんでした。そのため、非農地化に向けて判断を進めるため、関係各位に確認をし、非農地として取り扱いをすることにいたしました。非農地判断をした土地については、農地台帳より除外をするとともに、北海道、法務局、岩見沢市、及び土地所有者に非農地通知を発送することになります。なお、登記簿上の地目変更については、土地所有者が行うことであり、農業委員会が行うことはありません。また、低利用地は前回と同じ ㎡を計上しております。

続きまして、第4地区でございます。1筆ごとの詳細につきましては6ページに記載しております。昨年まで、A分類の再生可能荒廃地4筆 ㎡を計上してしました。こちらは、国営緊急農地再編整備事業北村地区の受益地内の遊休農地であり、当該筆を含めて本年度より営農再開に向けた基盤整備が実施されることから、本年度より荒廃農地より除外しております。

第5地区、第6地区、第7地区は、昨年度に引き続き、遊休農地等はなしとなっております。

合計しますと、荒廃農地1筆 ㎡昨年から ㎡の減となっております。以上でございます。

議長

ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月12月の総会ですが、12月24日(金)午後3時00分から、こちらの教育研究所で開催いたします。なお、現況証明願いの現地調査は、降雪等を考慮して来春まで休止し、4月から再開いたしますので、ご了解願います。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

